

福岡市油山牧場 家畜衛生管理マニュアル

1 目的

もーもーらんど油山牧場において適切な防疫措置を講じるため、農林水産省が定める飼養衛生管理基準に係る病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則としてこれを定めるもの。

2 衛生管理区域の設定

別紙のとおり衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立ち入り禁止区域に区分する。

3 入場者への協力依頼

口頭、掲示物等により家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、搾乳体験時には参加者に対し、体験前の消毒の必要性を十分に説明し、手洗い等への協力を求める。

4 来場者の車両

来場者車両用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。また、原則、衛生管理区域内への来場者車両の乗り入れを禁止する。

5 入場可能区域における措置

- (1) 家畜の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施への協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は別紙のとおり。
- (2) 手洗い場の設置箇所は別紙のとおり。手洗い場には手指洗浄液を設置し、必要に応じて補充を行う。なお、残量の確認は毎日実施する。

6 立ち入り禁止区域における措置

- (1) 出入口に、来場者の立ち入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。
- (2) 出入口に、牧場関係者の足裏消毒のための踏み込み消毒槽を設置する。消毒液は定期的に交換する。

7 家畜の健康観察、畜舎の消毒等

- (1) 毎日、家畜の健康状態を確認する。
- (2) ふれあい体験に供する家畜については、特に重点的に健康状態の観察を行う。
- (3) 家畜舎の清掃は毎日行う。加えて月に1回、家畜舎全体に消毒薬の噴霧を行う。

(一般社団法人 福岡市乳牛育成協会)

8 家畜の異常発見時の措置

- (1) 定期的に診療，健康管理の指導等を受ける獣医師は，ふくおか県酪農業協同組合診療獣医師とする。
- (2) 家畜に異常があった場合については，業務課長に連絡し，(1)の獣医師に診療を依頼する。(092-806-1033)
- (3) 家畜で見られた異常が，口蹄疫等の家畜伝染病を疑う症状である場合は，直ちに福岡県中央家畜保健衛生所(092-633-2920)及び，業務課長に連絡するとともに，家畜保健衛生所の指示・指導に従う。
- (4) 国内で家畜伝染病が発生した場合はその発生状況等に応じて，家畜保健衛生所及び福岡市の指示の下，ふれあい体験の中止等の措置を講じる。

9 その他の防疫措置

- (1) ふれあい体験時の衛生管理に関する対応は下記のとおり行う。

①搾乳体験

- (ア) 使用する牛については，体験実施前に牛体の清掃・消毒を行う。
- (イ) 使用する牛については，腸管出血性大腸菌を対象とした検便を年に2回以上行う。
- (ウ) 体験者に対し，体験開始前に消毒マットによる足裏消毒と，手指の洗浄・アルコール消毒を実施するよう協力を求める。終了後についても，手指の洗浄・消毒を実施するよう説明する。

②乗馬体験

- (ア) 体験場にスプレー式アルコール消毒器を設置する。
- (イ) 体験者に対しては，体験前後の手指消毒への協力を求める。

- (2) 外国人旅行者等に対する措置

- ①福岡市及び福岡県からの指示の下，海外から帰国後1週間以内の海外渡航者及び，入国後1週間以内の訪日者については，下記のとおり家畜との接触を制限する。

- (ア) ふれあい体験(搾乳体験，エサやり体験，乗馬体験)への参加を禁止
- (イ) 家畜(牛，山羊，羊，馬，鶏)への接触の禁止

- ②①の措置に関する周知方法は，ふれあい体験の受付を行う管理棟窓口に，英語，中国語，韓国語で表記した説明資料を設置する。加えて，最も接触のリスクの高いふれあい家畜舎に，制限内容を英語，中国語，韓国語で表記した掲示物を設置する。掲示物の設置場所は別紙のとおり。

- (3) 職員への研修

家畜の飼養に従事する職員については，口蹄疫，高病原性鳥インフルエンザ等の初期症状等の研修を年に2回以上行う。

【別紙】油山牧場場内図

